

国保だより

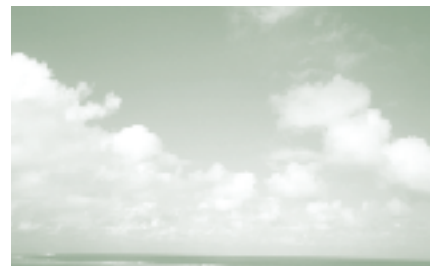
平成24年4月16日発行

平成24年 第2号

保険年金課

☎229-3160 📠229-5001

国民健康保険(以下「国保」という)は、病気やけがに備えて被保険者の皆さんが保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる助け合いの制度です。健康保険組合や共済組合などの職場の健康保険、後期高齢者医療制度に加入している人や、生活保護を受けている人を除いた全ての人が加入します。



国保に加入する人

- ▶ 店舗経営など自営業の人
- ▶ 退職して職場の健康保険をやめた人
- ▶ 農業や漁業などを営んでいる人
- ▶ パートやアルバイトで、職場の健康保険などに加入していない人
- ▶ 外国人登録があり、1年以上日本に滞在するものと認められた外国籍の人(7月からは住民基本台帳法改正に伴い住民票が作成される外国籍の人であれば、在留期間が1年未満であっても国保加入の対象となります)

医療機関にかかるとき

医療機関などで国民健康保険証(以下「保険証」という)を提示すると、年齢などに応じた負担割合の金額を支払うだけで、次のような医療を受けることができます。

- ▶ 診察、治療、薬や注射などの処置
- ▶ 入院、看護(入院時の食事代は別途)
- ▶ 在宅療養(かかりつけ医の訪問診療)
- ▶ 訪問看護(医師が必要と認めた場合)

自己負担割合

- ▶ 義務教育就学前…2割
- ▶ 義務教育就学後70歳未満…3割
- ▶ 70歳以上75歳未満…1割(来年4月から2割に変更予定)、現役並み所得者は3割

入院時の食事代

入院時の食事代は、診療や薬にかかる費用とは別に、一食分として定められた標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。

一食当たりの標準負担額

- ▶ 一般(下記以外の人)…260円
- ▶ 住民税非課税世帯と低取得者Ⅱ…過去12カ月の入院日数が90日までの入院は210円、90日を超える場合は160円

▶ 低所得者Ⅰ…100円

※低所得者Ⅰとは、70歳以上で同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる世帯に属する人

※低取得者Ⅱとは、70歳以上で同一世帯の世帯主と全ての国保被保険者が住民税非課税で、低所得者Ⅰに該当しない人

住民税非課税世帯・低所得者Ⅰ・Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」または「標準負担額減額認定証」の申請が必要です。保険年金課へ保険証と印鑑を持参してください。

国保で受けられる支給

保険適用される診察・治療などの療養の給付、入院時食事療養費、訪問看護療養費などの他に次のような支給が受けられます。ただし、国民健康保険料を滞納している場合は、支給を制限されることがあります。

■ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに42万円(産科医療補償制度に加入していない医療機関などで分娩した場合および在胎週数22週未満の場合は39万円)を支給します。妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産・人工流産に関わらず支給します。原則として、国保から医療機関に直接支払うため、個人負担は不足差額分となります。個人負担額が42万円(または39万円)未満の場合は、国保から差額分を支給しますのでお問い合わせください。

■ 葬祭費

被保険者が亡くなったとき、申請により葬祭を行った人に5万円を支給します。